社会福祉法人内灘町社会福祉協議会　身体拘束等適正化のための指針

（身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方）

第１条　社会福祉法人内灘町社会福祉協議会が運営する内灘町社会福祉協議会訪問介護事業所が行う指定障害福祉サービス事業の指定居宅介護、指定重度訪問介護及び指定同行援護において身体拘束等の適正な対応を推進し、利用者の尊厳と主体性を尊重し、職員一人ひとりが身体拘束等をしないサービスに努めることとする。

（身体拘束等の定義）

第２条　本指針における「身体拘束等」とは、利用者に対して行う次の行為をいう。

　(1)　徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

(2)　転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

(3)　自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。

(4)　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。

(5)　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらない

ように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

(6)　車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型拘束帯

や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。

(7)　立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。

(8)　脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。

(9)　人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。

(10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

(11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

（身体拘束適正化検討委員会その他法人内の組織に関する事項）

第３条　利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束をしないサービスを提供できる体制づくりを目的として「身体拘束等適正化検討委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

２　委員会は、年に１回以上定期的に開催するほか、緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施した場合は、開催しなければならない。

３　委員会の委員は、当協議会の事務局長、訪問介護事業所の管理者及びサービス提供責任者、居宅介護支援事業所の管理者等で構成し、定員は５名以内とする。

４　委員会の委員長は、訪問介護事業所の管理者とする。

５　委員会は、委員長が必要と認めた者を招集することができる。

６　委員会の協議・検討事項は次のとおりとし、その結果は、職員に周知徹底を図る。

(1)　身体拘束等に関するマニュアル等の作成及び見直し。

(2)　身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善すべき事項の検討。

(3)　身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き。

(4)　身体拘束を実施した場合の解除の検討。

(5)　身体拘束の廃止に関する職員研修の実施。

(6)　その他、身体拘束の適正化に向けた必要事項の検討。

（身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針)

第４条　職員を対象とした身体拘束等の適正化に関する研修は、年に１回以上実施することとする。また、新規採用時には別途研修を実施することとする。

２　研修の実施内容は記録することとする。

（事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針）

第５条　緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施した場合には、身体拘束の実施状況や利用者の心身の状況を記録し、委員会に報告することとする。また、内灘町の担当課に報告のうえ、必要に応じて相談することとする。

（身体拘束等発生時の対応に関する基本方針）

第６条　身体拘束を行わないサービス提供を原則とするが、以下の３要件すべてを満た

す状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。その場合も利用者の様子や介護の見直し等により、拘束の早期解除に向けて取り組む。

２　やむを得ず身体拘束を行う場合の３要件は、次のとおりとする。

(1)　切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が

著しく高いこと。

(2)　非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

(3)　一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であること。

３　身体的拘束を行う場合の手順は、次のとおりとする。

(1)　３要件の切迫性、非代替性、一時性の全てを満たしているか検討、確認する。

(2)　要件を検討・確認したうえで、身体拘束を行うことを選択した場合

拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、利用者、家族に対する説

明書を作成する。また、解除に向けた取り組み改善の検討を早急に行い実施に

努める。

(3)　利用者本人や家族に対しての説明（様式１）

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向け

た取り組み方法を詳細に説明し、充分な理解が得られるように努める。また、

身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利

用者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同

意を得たうえで実施する。

(4)　必要に応じて行政へ相談、報告

 身体拘束を行う場合、内灘町虐待防止委員会等に必要に応じて相談、報告を行う。利用者を支援する中で様々な課題を事業所で抱え込まず、関係機関と連携して支援について様々な視点から助言や情報を得る。また行政等に相談、報告することで支援の困難な事例に取り組み、組織的な虐待及び身体拘束防止を推進する。

(5)　記録と再検討

様式２にその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体

拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を検討する。

(6)　拘束の解除

前号の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、

速やかに身体拘束を解除し、利用者、家族に報告する。

（利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針）

第７条 本指針は、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者及び家族が閲覧できるように事業所内の掲示やホームページに掲載する。

（その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針）

第８条　身体拘束等をしない人権を尊重したサービスを提供するため、全ての職員が身体拘束をしない共通認識を持って、日常的に取り組まなければならない。

附　則

この指針は、令和５年４月１日から施行する。